

令和3年笠間市農業委員会第12回定例総会

[令和3年12月27日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
 - 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第5 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第6 報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
 - 日程第7 報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
 - 日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
 - 日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第11 議案第4号 現況証明願について
 - 日程第12 議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - 日程第13 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第14 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第15 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
 - 日程第16 議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について
 - 日程第17 議案第10号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

本日の会議に付した事件

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
 - 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第5 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第6 報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
 - 日程第7 報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

- 日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第4号 現況証明願について
- 日程第12 議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第13 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第14 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第15 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 日程第16 議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について
- 日程第17 議案第10号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

出席委員

1番	石川馨君	11番	長谷川愛子君
2番	佐藤正君	12番	高野尚夫君
3番	佐藤均君	13番	藤吉智司君
4番	田山悦子君	14番	込山祐一君
5番	深澤悌二君	15番	稲野邊茂生君
6番	菅谷巧君	16番	山口忠栄君
7番	吹野健司君	17番	塙博光君
8番	菅井亘君	18番	伊藤孝洋君
9番	國谷博隆君	19番	永田良夫君
10番	柳橋泰君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	菊地恵一君
農業委員会事務局係長	田村千穂君

午後1時31分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） 改めまして、皆さんこんにちは。

先日は大変お疲れさまでした。

令和3年、残すところあと4日、今日が最後の総会になります。どうぞよろしくお願いたします。

会議に入ります前に、議案書の訂正がございますので、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

ページ数出しますので、ちょっとお待ちください。

9ページの番号9になります。譲受人が予定していた農地の売買につきまして、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し売買するため、譲渡人、譲受人、双方から取下げの願がありましたので、議案から取下げとするものです。

議案の訂正については以上になります。

○議長（永田良夫君） ただいまより令和3年第12回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、14番込山祐一委員、並びに15番稲野邊茂生委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第3、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号の1、2について、議席番号1番、6番委員より報告願います。

○6番（菅谷 巧君） 番号1、2につきまして、説明いたします。

12月25日、指名調査委員により調査をしてまいりました。届出人とは電話での確認といたしました。届出人事由は、携帯電話電波塔の設置により周辺への携帯電話の通信を可能とするためであります。

番号1につきましては、電波塔設置による4平方メートルの土地を転用するものであります。

番号2につきましては、この工事に当たり、一時的に資材置場等としての使用貸借するものであります。

この電波塔の設置につきましては、公共性もあり問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、3ページになります。

番号1、2は、田の立地条件が悪いため合意を解約するものです。

番号3は、担い手が規模縮小するため合意を解約するものです。この件に関しましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取がなされております。

番号4、5は、地権者の都合により合意を解約するものです。この件に関しましては、農地法第5条の許可申請がなされております。

番号6は、担い手が規模縮小するため合意を解約するものです。この件に関しましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取がなされております。

議案書4ページになります。

番号7、8は、担い手が規模縮小するため合意を解約するものです。

番号9は、農地集約するため合意を解約するものです。この件に関しましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取が出されております。

番号10は、地権者の都合により合意を解約するものです。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、5ページになります。

番号1は、水戸地方裁判所から令和3年11月16日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和3年11月29日月曜日午後4時15分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、国道50号線を水戸方面から才木の交差点を左折し、約500メートル進んだところにある真浄寺から東へ約150メートルのところにあります。現地の状況ですが、栗の木が枯れ、草が生い茂っている耕作放棄地だったことから、水戸地方裁判所へは11月29日付で農地と報告いたしました。

番号2は、水戸地方法務局から令和3年11月24日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和3年11月29日月曜日午後4時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、市道（友）1級9号線のダイナム友部店の信号を主要地方道水戸岩間線方面に進み、約150メートル進んだ十字路を左折し、北に約210メートル進んだところの右側にあります。現地の状況ですが、令和3年7月に農地法5条の許可を受けており、住宅の敷地になっていたことから、水戸地方法務局へは11月29日付、非農地と報告いたしました。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第6、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について、番号の1から3について、議席番号2番、15番委員より調査説明を願います。

○2番（佐藤 正君） 番号1番につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月25日に、指名調査委員2名及び届出人立会いの上、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、来栖地区にありますパチンコ店東大のすぐ前となります。届出事由は、笠間市道路舗装工事に伴う土砂の搬入による低地解消です。工期については、令和4年1月6日から令和4年3月31日となっております。

隣接地等への影響ですが、隣接地と同等の高低差にするための低地解消工事であり、周囲への影響はないと見てまいりました。低地解消後は、栗を栽培し、自家消費を計画しております。

以上、届出地を確認してまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 15番。

○15番（稲野邊茂生君） 番号2、3につきまして、調査の結果を報告いたします。

この番号2、3番につきましては、御夫婦で、また隣接地でありますので、一括して御報告させていただきたいと思っております。

届出事由につきましては、田畑転換でございます。場所は、水戸線笠間、稲田駅間の石出踏切の南東50メートルくらいのところです。今、市道の新設工事をしているところの隣接地になります。それで、土等につきましては、市道工事が出る土を入れる予定になっております。そして、盛土をして畑として利用するという事です。2番、3番につきましては、同じ利用の仕方でございます。そのほかの関係書類等も完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、御報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号10番、16番委員より調査説明を願います。

○10番（柳橋 泰君） 番号4につきまして、調査の結果を御報告いたします。

12月23日に、調査委員2名により、届出人とその代理人立会いの上、現地調査を行いました。

届出地は、平沢ガソリンスタンドから南指原岩間線を仲通り方面に向かい、三つ目の十字路を左に曲がり、500メートルくらい行ったところの丁字路を左に曲がり、100メートルくらい行った右側の土地です。

届出人、届出地等については、議案書に記載のとおりです。届出事由は、低地解消です。

届出地は、緩い傾斜地の末端で、周りの畑地や隣接の市道より低く冠水しやすいため、同じ高さに盛土して解消し、畑地全体を耕作できるようにしたいとのことです。埋立て用の土は、公共工事により発生する河川土砂で、埋立て方法は表土を掃いて埋立てするものです。

この改良によって、周辺農地等へ及ぼす影響はないものと判断いたしました。そのほか関係書類についても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、御報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第7、報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号2番、15番委員より調査説明を願います。

○2番（佐藤 正君） 番号1番につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月25日に、届出人には電話確認の上、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。

申請地は、北関東自動車道の笠間パーキングのすぐ南側となります。届出人、届出地等については、議案書に記載のとおりです。届出事由は田畑転換で、工事完了後は粟を栽培し、自家消費を予定しております。

隣接地への影響ですが、高低差解消のみの工事であることから、日照、通風等、周囲への影響はないと見てまいりました。

以上、事業完了届のとおりであることを確認してまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号11番、18番委員より調査説明を願います。

○18番（伊藤孝洋君） 調査番号1番について、調査結果を報告いたします。

去る12月19日に、指名調査委員及び受人渡人、両名立会いの下、現地調査を行いました。申請地、申請人、申請内容については、議案書のとおりであります。

申請地は、笠間のジャスコより北西に約1.5キロメートルの住宅と水田の混在した一画です。北側道路、東側道路、西側、南側は住宅地であります。受人は、農業経営規模を拡大するための取得ということであり、主に自然薯等を作付したいと言っています。譲渡人については、耕作が困難なため、相手の要望により売却するということであり、

受人の労力としては、2人ということであり、その他、資金調達については自己資金ということで、問題ないと思っております。権利は売買のため、何ら問題ないと思っておりますので、許可相当と判断いたしましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2、3について、議席番号8番、17番委員より調査説明を願います。

○17番（埴 博光君） 番号2番、3番について、報告いたします。

まず、番号2につきます、調査の結果を報告いたします。

12月24日、指名調査委員2名と代理人の行政書士立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきますは、議案書に記載のとおりです。届出理由は、所有権移転による贈与です。

場所は、国道50号線石井交差点を宇都宮方面に2キロメートルほど入った左側のところでした。譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため、譲渡人は、自分で耕作できないので相手方の希望に応じたいとのこと。取得した農地には、水稻を栽培するとのこと。農機具等も完備されております。そのほか関係書類につきますもそろっており、何ら問題ないと思っております。

番号3につきます、報告いたします。

同じく12月24日、指名調査委員2名と申請者立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきますは、議案書に記載のとおりです。届出事由は、所有権移転による贈与です。

場所は、国道50号線金井交差点を城里方面に3キロメートルほど入った左側のところでした。譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため、譲渡人は、自分で耕作できないので相手方の希望に応じたいとのこと。取得した農地には、野菜を栽培するとのこと。農機具等も完備されております。そのほか関係書類につきますもそろっており、何ら問題ないと思っておりますので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4から6について、議席番号2番、15番委員より調査説明を願います。

○2番（佐藤 正君） 番号4番につきます、調査の結果を説明いたします。

12月25日に、指名調査委員2名及び譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。なお、譲渡人に対しては、電話確認の上、了解を得ております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、来栖地区にありますパチンコ店東大のすぐ前と、西方に約500メートルほど行った2筆です。譲受人の申請理由は、農地を取得し、経営規模拡大を図るものです。譲渡人申請理由は、その要望に応えるためです。

この申請については、耕作を目的とした水田の売買であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 15番。

○15番（稲野邊茂生君） 番号5につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月25日に、指名調査委員2名と譲受人、譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。譲受人の申請事由につきましては、代物弁済です。

場所は、北関東道笠間西インターから西へ900メートルくらい行った北関東道の南側に当たります。譲渡人が、譲受人から事業用の資金の提供を受け、代物弁済契約を結んでおり、代物による弁済を実行するというものであり、関係書類等も整っておりますので許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号6につきまして、調査の結果を説明いたします。

同じく12月25日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。譲受人の申請事由については、贈与であります。

場所は、福原の曹洞宗源慶院の入り口のすぐ前と、福原駐在所と水戸線の間土地改良された田んぼが主な場所です。この件につきましては、親子間の贈与であり、問題ないものと見てまいりました。関係書類等につきましても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上であります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7について、議席番号1番、6番委員より調査説明を願います。

○6番（菅谷 巧君） 番号7につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月25日午前10時より、指名調査委員2名、譲渡人、譲受人立会いの上、調査をしてまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりであります。原因は売買です。

譲受人事由は、自作地に隣接し、耕作に便利のため譲り受け、耕作するものであります。譲渡人事由は、要請に応えるものであります。取得後の利用計画は、栗の作付です。耕作を目的としており、機械、労働力、技術等につきましても適正と認められます。関係書類

も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議願います。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8、9について、議席番号7番、9番委員より調査説明を願います。

○7番（吹野健司君） 番号8について、調査結果を説明いたします。

去る12月18日午前8時半より、指名調査委員2名と譲受人、譲渡人本人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

譲受人申請事由ですが、自宅に隣接しているので耕作が便利なことと、譲渡人から買受け要請もあり、経営規模拡大を図るとのことです。譲渡人事由ですが、労力不足により耕作困難なためようです。

当該地は、50号滝川交差点より友部駅方面へ約700メートル行った上の小原神社近くの場所です。現在は遊休農地ですが、栗を植えて栽培するとのこと。関係書類もそろっており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の9については取り下げてありますので、番号の10に移ります。議席番号10番、16番委員より調査説明を願います。

○10番（柳橋 泰君） 番号10につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月23日に、調査委員2名により、譲渡人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間駅から県道上吉影岩間線を岩間第三小学校方面に向かい、1.5キロメートルぐらい行った押しボタン信号を左に曲がり、150メートルぐらい行った右側の一団地の土地です。譲受人の申請事由は、父より土地を譲り受け、電気工事業と兼ねて農業を行うというものです。譲渡人の申請事由は、高齢により農業ができなくなったため、息子に農業を引き継いでもらうことにしたというものです。取得後の申請地の利用計画は、水稻と畑地には自家野菜を作付する計画です。

この申請については、親子間の贈与による所有権移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の11について、議席番号3番、13番委員より調査説明を願います。

○13番（藤吉智司君） 調査番号11番について、調査結果を御報告いたします。

12月23日、指名調査委員2名と申請人の代理人の行政書士立会いの上で、現地調査を行いました。申請地、申請人は、議案書のとおりです。譲渡人は、市内在住ですが、遠方で高齢のため、12月21日に電話で確認しました。譲受人は、多忙のため来ることができませ

んでしたが、12月24日、電話で確認いたしました。

申請地は、355号線上郷入り口から西方に約2.8キロメートルの田んぼの一面です。譲渡人の夫が今年死亡しまして、残された夫人は農業経験がないので売却を希望したものです。譲受人は、もともこの田を耕作していました。

本件は、もともとの耕作者による取得で、機械器具も保有し、事業を行う技術もあります。従来からの農地6,500平米と50アール以上を耕作しております。権利関係は、売買することに間違いありません。関係書類も完備しており、以上の調査結果から許可相当と判断しましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の12について、議席番号12番、14番委員より調査説明を願います。

○14番（込山祐一君） 番号12につきまして、調査の結果を御説明いたします。

12月23日8時半より、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。譲渡人と代理人の方は、電話にて確認させていただきました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、上安居地内の水田地帯で、現在、友部工業団地と岩間工業団地を結ぶ道路の計画中で、地権者の調査によって、譲渡人は父からの相続をしている田であることを最近知ったもので、自ら耕作するのは不可能なので、相続登記を行った上で譲り渡すということです。譲受人は、相手の要望に応じ、譲り受けることにしたということです。

この申請は、耕作を目的とした所有権の移転であり、農機具、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の1から12につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号2番、15委員より調査説明を願います。

○2番（佐藤 正君） 番号1番につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月25日に、指名調査委員2名及び代理人立会いの上、現地調査をまいりました。なお、譲渡人に対しては、電話確認の上、了解を得ております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道稲田友部線の上加賀田地区にあります荒谷の交差点を、南西に約700メートルほど行った左側の農地です。譲受人の申請理由は、太陽光発電事業を展開するに当たり、売電価格が下がり採算が合わず、断念をしました。譲渡人の申請理由は、現在も休耕中ですが、今後は新たな事業者で太陽光発電事業を計画しております。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1から3について、議席番号11番、18番委員より調査説明を願います。

○18番（伊藤孝洋君） 1番、2番は関連していますので、まとめて報告いたします。

去る12月19日に、指名調査委員と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。譲渡人については、電話にて確認を行っております。申請地、申請人、申請内容につきまして

ては、議案書のとおりであります。

申請地は、笠間駅前のカワチ薬局より東方に200メートルくらいの住宅地の一面の中です。西側道路、北側道路、南側、東側は住居となっております。農地区分等については、第三種農地であります。受人については、駅に近く便利がよいため、分譲住宅を造りたいということであります。また、譲渡人については、受人の要望に応えるということであります。周りは住宅地であり、耕作するのにも困難であるということの有効利用を考えたということでもあります。

取水、雑排水等については、公共水道、公共下水道等になっています。そのほか雨水については、敷地内自然浸透、その他権利関係については売買ということですので。その他関係書類も完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告をいたします。

2番については、同一譲渡人の分筆された地域であり、併せて譲受人が購入をし、同じ内容で住宅を分譲するということでもあります。その他書類関係も完備しており、問題ないと見てまいりましたので、よろしくお願いたします。以上です。

3番について、報告をいたします。

同じく去る12月19日、指名調査委員全員と双方、譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行ってまいりました。申請地、申請人、申請内容につきましては、議案書のとおりであります。

場所は、笠間市内クロネコヤマトより北東に100メートルくらいの住宅地内の農地です。東側道路、ほか三方は住宅地であります。農地区分としては、第二種農地であります。受人は、現在、借家住まいしておりますが、実家のある笠間の親元に家を建てたいということで、家族も増え手狭になったために購入するということでもあります。渡人については、受人の要望に応えたいということでもあります。その他取水、雑排水は、公共水道、公共下水道、その他雨水は敷地内自然浸透ということでもあります。

若干面積が増えているかと思いますが、これについては道路からの住宅地に入る進入路、それとセットバック等で面積が増えております。必要最小限の面積と考えて見てまいりました。資金計画については、借入金ということでもあります。権利関係については売買ということでもあります。その他関係書類も完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号8番、17番委員より調査説明を願います。

○17番（埜 博光君） 番号4につきまして、調査の結果を報告いたします。

12月24日、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出理由は使用貸借です。

場所は、国道50号線金井交差点を城里方面に1キロメートルほど入った右側のところでした。転用の詳細ですが、2人目の子供が生まれ、今の借家では手狭となったため、自己

用住宅を建設したい。譲渡人は母親なので、娘夫婦が家を建てるため、地目を宅地に変えたいとのこと。

隣接地等への影響ですが、東側畑、南側市道、西側宅地、北側畑です。取水計画は実家の給水管の利用、排水計画は合併浄化槽より県道の側溝への排水、雨水は敷地内浸透処理とのこと。そのほか関係書類につきましてもそろっております。何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5、6について、議席番号2番、15番委員より調査説明を願います。

○2番（佐藤 正君） まず、番号5番につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月25日に、指名調査委員2名及び代理人立会いの上、現地調査をしてまいりました。なお、申請人に対しては電話確認をしております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道笠間つくば線の臼木地区で、南山工業団地の信号機と笠間市クラインガルテンのちょうど中間地点となります。譲受人の申請理由は、太陽光発電事業を行うため地上権の設定で、浸透槽の設置と隣地開発事業の変更に伴う進入路として使用するためです。なお、この案件については、令和3年2月に申請をしましたが、許可が出ず、再度申請をするものです。譲渡人の申請理由は、申請人の要望に応えるためです。

隣接状況ですが、周囲は道路に面し、日照、通風等、周囲への影響はないと見てまいりました。雨水処理は浸透槽及び排水路への放流です。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号6番について、調査の結果を説明いたします。

12月25日に、指名調査委員2名及び代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。なお、譲渡人に対しては、電話確認の上、了解を得ております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道稲田友部線の上加賀田地区荒谷の交差点を南西に約700メートルほど行った左側の畑です。なお、この案件につきましては、議案第2号の1番で報告しました隣接地となります。譲受人の申請理由は、太陽光発電事業を選定する際の条件をクリアした適切な土地であることと、電柱の引込み及び日照の条件が整っているためです。譲渡人の申請理由は、相続により農地を取得しましたが、耕作が困難なためです。そんなときに今回のような話があり、太陽光事業として利用いただけるならと要望に応じることとしました。権利の移転内容は売買です。

隣接状況ですが、西側道路、周囲は畑で、日照、通風等、周囲への影響はないと見てまいりました。防草対策は、除草剤を使用せず、防草シートで対応することとしています。取得後の取水及び排水は、発生しません。雨水処理は敷地内浸透です。そのほか関係書類

についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7について、議席番号1番、6番委員より調査説明願います。

○1番（石川 馨君） 番号7番につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月25日に、指名調査委員と申請人の代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、友部停車場線の拡幅工事が行われている点滅信号のある交差点の角地であります。申請理由につきましては、県道拡幅に伴い、申請地が狭小地に残地として残り、単独では不便を来す可能性があるため、県の介入により隣接地である受人に譲渡話があり、駐車場敷地の拡張に最良の土地であるため、今回の計画に至ったとのこととあります。譲渡人は、この売買に応じるとのこととありました。

隣接状況は、北側、東側、南側が道路、西側が住宅地であり、問題はありません。関係書類も完備されており、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8、9について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○4番（田山悦子君） 番号8、9につきまして、調査の結果を御説明いたします。

まず、8番につきまして、12月24日に、指名調査委員2名と譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、鴻巣グラウンドの南側50メートルほどのところになります。転用の目的及び譲受人の事由は、現在市内を中心に事業を行っていて、自宅の空きスペースを資材置場として利用していますが、年々手狭になってきたため、申請地を親より使用貸借し、資材置場として利用したいとしております。期間は令和4年2月16日から3年間としております。譲渡人の事由は、譲受人の状況を受け、申出に応えたいとしております。権利移転の内容は使用貸借です。

隣接状況ですが、南側、西側が道路、東側が水路、北側が更地及び宅地となっており、何ら問題はないものと見てまいりました。取水、排水計画はありません。雨水は敷地内処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、番号9につきまして、調査の結果を御説明いたします。

12月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、民間交番あさひのある交差点から南へ100メートルほどのところになります。

譲受人の事由は、現在、賃貸住宅に居住していて、申請地に自己住宅を建築したいとしております。譲渡人の事由は、現在県外に住んでいて当該地を使用する見込みはないことから、譲渡したいとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、南側、西側が道路、北側、東側が宅地となっており、何ら問題はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係処理も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10について、議席番号12番、14番委員より調査説明を願います。

○14番（込山祐一君） 番号10につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月23日9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してきました。譲受人と譲渡人ともに、電話にて確認を取らせていただきました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口から西に150メートルほど戻った南側の畑です。譲受人の事由は、近年の運送需要の高まりを受け、事務所兼駐車場を新たに新設し、営業所を造りたいとのことでした。譲渡人の事由は、道路よりも地盤が低く、作付しても枯れてしまい、今後とも管理が難しく、有効利用をしてもらうのがよいということでした。権利移転の内容としましては売買で、資金調達の面からしても実現性は認められます。

隣接地の影響ですが、東側が道路、南側雑種地、西側が雑種地と宅地、北側が雑種地と道路で、農地への影響はないと見てまいりました。給水は公共上水道、雑排水は浄化水槽処理をした後、敷地内処理をする予定です。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。

13ページ、8番、譲渡人の名前のほうですね。この字ではなくて「廣」という字に訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補足説明させていただきます。

番号の4につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の1、2及び10につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断

されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第4号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号1並びに2について、関連していますので一括説明いたします。

12月24日に、指名調査委員2名と申請人出席の下で、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、市道友部1級1号線の北山公園入り口交差点から国道50号線に向かい、約100メートル行った左側です。番号1並びに番号2については、進入路として5条許可を受けた農地ですが、整備が終了し、転用したことについての証明願です。

番号1は、昭和51年2月16日付で進入路として5条の許可があり、番号2については、平成27年10月16日付で同じく5条許可があった農地です。現況は、申請どおり整備されていることを確認いたしました。このほか関係書類についても完備されておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号2番、15番委員より調査説明を願います。

○15番（稲野邊茂生君） 番号1につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月25日に、指名調査委員2名と事業者立会いの上、説明を聞いてまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

受人につきましては、現在も贈与者である父親と一緒に農業を兼業としてやっており、資格者として問題ないと見てまいりましたので、御報告いたします。以上であります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、新規では、田2筆9,524平方メートル、畑9

筆1万4,460.75平方メートル、再設定は、田4筆1万1,207平方メートル、畑はございません。合計15筆3万5,191.75平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書17ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第14、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規では、田19筆2万848平方メートル、畑1筆2,996平方メートル、再設定は、田、畑ともございません。合計20筆2万3,844平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書19ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第15、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、20ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規、再設定とも、田、畑ともございません。変更につきましては、田3筆6,900平方メートル、畑はございません。合計3筆6,900平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書21ページの農用地利用配分計画案の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利

用配分計画案の意見聴取についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について

○議長（永田良夫君） 日程第16、議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号1番、6番委員より調査説明を願います。

○1番（石川 馨君） 番号1番、2番につきまして、調査の結果を説明いたします。

12月25日に、指名調査委員と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請地及び指定する区域、申請人、空き家の所在等につきましては、議案書に記載のとおりです。

指定を受ける農地の申請地は、八反山踏切から西へ約270メートルの場所にある空き家バンクに登録された空き家から、番号1は南側隣接地に、番号2は西側隣接地に位置しております。

申請者は、相続により当該空き地と申請地を取得いたしましたが、市外に居住しているため、令和3年12月6日に空き家バンクに登録を申し込み、その後、その空き家と一体的に売買ができれば理想であると考え、下限面積の番地指定を受けるため、申請に至ったということであります。

農地の状況につきましては、1番、2番とも耕作されておらず、遊休農地と判断をいたしました。また、周辺農地に支障は生じないことも確認しております。

この申請につきましては、空き家に附属する農地として認められるほか、関係書類についても完備しており、番地指定をすることは何の問題もないと判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

○7番（吹野健司君） すみません。実は、初めて聞く言葉なのですが、別段面積とか。もう少し詳しく、説明してもらえますか。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 事務局から説明をさせていただきます。

この制度でございますが、通常3条を買うときには5,000平米ないと売買のほうはできないんですけども、この下限面積を設定することによって、5,000平米以下の面積でも売買ができるということで、今回につきましては、空き家と同時に買うという条件で下限面積を下げて、次の段階の3条の申請ができるようにするものでございます。

○7番（吹野健司君） 了解しました。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定されました。

議案第10号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長（永田良夫君） 日程第17、議案第10号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第10号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、御説明申し上げます。

この案件につきましては、笠間市農業委員会におきましても組織として綱紀粛正の徹底を図るため、毎年、法令遵守の申合せを決議するものでございます。

それでは、決議文につきまして、朗読に代えて御説明いたします。

笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

説明につきましては以上となりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

17番。

○17番（埜 博光君） 記1番の「特に農業委員会法第31条の議事参与の制限」という部分は、どういうことなんでしょうか。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） ただいまの御質問でございますが、特に、農地法の中で3、4、5条とかいろいろ申請があると思うんですが、そのときに、農業委員本人が申請人になったときに、この場で議事のほうが審議されると思うんですけども、その中で当申請者の農業委員が入っているとやはり議事のほうに支障があるということ、ここが制限がかかるということになりますので、その場合に議事参与の制限がかかるということになります。あとは、本人ではなくて、農業委員家族の方につきましても、議事参与の制限のほうに当たりますので、気をつけていただければと思います。

そのときに、農業委員本人が申請人になったときには、この議場から外れていただいておりますので、ここが制限がかかっておりますので外れるというようなことで対応をしているところでございます。

○17番（埜 博光君） 本当に今までもそれはあったことで、こういう31条の議事参与の制限という言葉を聞くと、なんだこれはみたいなことで素朴な質問をしました。ありがとうございます。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

議案第10号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第10号は原案どおり決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年第12回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時53分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

14番 委 員

15番 委 員